

中部医療情報技師会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は「中部医療情報技師会」（以下「本会」という。）とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、愛知県豊橋市青竹町字八間西50番地 豊橋市民病院コンピュータ室に置く。

(目的)

第3条 本会は、医療情報技師として、医療の特質を踏まえ、最適な情報処理技術に基づき、医療情報を安全かつ有効に活用・提供することができる知識・技術および資質の向上を図るとともに、保健医療福祉分野におけるシステム化において、現状分析に基づいた企画提案、開発、導入、運用の各段階における適切な手順の理解とリーダーシップを発揮できる人材を育成する。また、これらの活動を通じて医療情報技師のスキル向上、社会的認知度の向上、地位の確立・向上を図り、あわせて各地域の医療情報技師会との協調・連携を強化し、技師会の発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする非営利団体とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中部医療情報技師研究会（以下「研究会」という。）の開催
- (2) ウェブサイト等を利用した情報共有および情報発信
- (3) 教育用コンテンツ（e-ラーニング教材、書籍、その他）の作成
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 会員は、本会の趣旨に賛同する医療情報技師または上級医療情報技師の資格を有する者であって、原則として中部地方に在住、勤務または在学する者とする。

(会員の権利)

第6条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会が開催する各種学術集会等の通知および参加
- (2) 本会が運営するメーリングリストへの参加
- (3) 本会が運営するウェブサイト等への投稿
- (4) その他、本会の活動への参加

(会費等)

第7条 本会の入会金および年会費は無料とする。ただし、世話人会において必要と認められた場合は、事前に会員に告知した上で、年会費を徴収することができる。

(会員の義務)

第8条 会員は、次の義務を負う。

- (1) 第7条の規定により年会費が徴収される場合は、その納入
- (2) 本会運営への協力
- (3) 本会の品位を損なう行為および名誉を毀損する行為を行わないこと

(会員の入会)

第9条 本会の会員になろうとする者は、本会が運営するウェブサイトに定める所定の入会申込を提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会を届け出たとき
- (2) 成年被後見人、被保佐人または被補助人となったとき
- (3) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (4) 第8条に定める義務に違反する行為があったと世話人会が認めたとき
- (5) 反社会的行為を行ったと世話人会が認めたとき

(会員の退会)

第11条 退会を希望する会員は、本会が運営するウェブサイトに定める所定の退会届を提出しなければならない。

第3章 世話人会

(世話人会の設置)

第12条 第4条の事業を円滑に行うため、世話人会を設置する。

(世話人会)

第13条 世話人会は、次の事項について審議し、議決する権限を有する。

- (1) 本会の運営に関する事項
- (2) 会則の変更に関する事項
- (3) 会員の資格に関する事項
- (4) 外部団体との交渉に関する事項
- (5) ウェブサイト、メーリングリスト等における情報発信に関する事項
- (6) 教育用コンテンツ（e-ラーニング教材、書籍、その他）の作成に関する事項
- (7) 世話人会の運営に関する事項
- (8) 世話人および役員の選任および解任に関する事項
- (9) その他本会の目的達成に必要な事項

第4章 世 話 人

(世話人の選出)

第14条 世話人は、本会の会員であり、医療情報技師または上級医療情報技師の資格を有する者から選出する。

2 世話人は30名以内とする。

3 新たに世話人になる者は、在席する世話人の推薦を得た上で世話人会にて決定する。

(世話人の退任)

第15条 世話人の退任は、当該世話人からの辞任の申し出に基づき世話人会で決定する。また、会員資格を喪失した場合も同様とする。

(世話人の解嘱)

第16条 世話人が、正当な理由なく継続して世話人会を欠席した場合、または世話人としての活動を著しく怠ったと世話人会が認めた場合は、世話人会の議決により、当該世話人を解嘱することができる。

2 解嘱の議決には、世話人の2分の1以上の賛成による議決を経なければならない。

(当番世話人)

第17条 研究会ごとに、その準備・運営を主に担当する世話人を「当番世話人」とし、当該研究会の統括を行う。

(当番世話人の選出)

第18条 当番世話人については、世話人会にて選出する。

第5章 役 員

(役員)

第19条 世話人会の運営を円滑に行うため、次の役員を置く。

- | | |
|----------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 総務担当 | 2名以上 |
| (4) 会計担当 | 2名以上 |
| (5) 学術担当 | 2名以上 |
| (6) 技術担当 | 2名以上 |
| (7) 広報担当 | 2名以上 |
| (8) 庶務担当 | 2名以上 |
| (9) 監事 | 1名 |

2 役員は世話人会において選出する。

(役員の任期)

第20条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第 21 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在または職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。また、会長が定める業務を分担執行する。

3 総務担当は、世話人会や研究会に関する調整等を行う。

4 会計担当は、本会の会費の徴収、経費の支出管理、研究会開催に関する財務業務を行う。

5 学術担当は、他団体等との連携、学術的な渉外、研究会の企画立案などの業務を行う。

6 技術担当は、研究会等における機材の準備、設営、管理等の技術的な業務を行う。

7 広報担当は、会員の入退会手続き、本会の広報活動に関する業務を行う。

8 庶務担当は、書類作成および備品管理などの事務作業全般を行う。

9 監事は、本会の会計を監査する。

(参与の設置及び職務)

第 21 条の 2 本会の運営に関し、世話人会の判断により、学識及び本会運営の経験のある者を参与として置くことができる。

2 参与は、世話人会の要請に基づき、本会の運営に関する助言を行う。

第 6 章 研 究 会

(研究会の開催)

第 22 条 研究会は、原則として年 2 回程度開催する。必要に応じて、臨時研究会を開催することができる。

2 研究会の内容等は、会員からの意見を参考に、世話人会において企画する。

3 悪天候等により研究会当日の開催が困難と判断される場合は、開催予定日の 24 時間前までに本会ウェブサイト等で告知する。

4 研究会の開催形式は、会場開催、オンライン開催、または会場とオンラインによるハイブリッド開催とする。

(研究会の企画・運営)

第 23 条 研究会の当番世話人、日時、場所、内容、講師等は、世話人会で協議し決定する。

(研究会の参加費)

第 24 条 研究会の開催に際し、会場費等の費用が見込まれる場合は、参加者から参加費を徴収し、当該費用に充当することができる。

2 前項の参加費は、研究会の円滑な運営に必要な範囲で、適正な金額とする。

(研究会の参加資格)

第 25 条 研究会への参加は、会員以外の者も妨げない。

第7章 会 計

(会計監査)

第26条 本会の会計に関する監査は、次の各号に従って行う。

- (1) 会計担当は、本会の運営における収入および支出に関する会計書類を作成する
- (2) 監事は、会計担当から年1回以上会計書類の提出を受け、会計監査を実施する
- (3) 世話人会は、監事から会計監査の結果報告を受け、承認する
- (4) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

第8章 その他

(講師料および交通費等)

第27条 研究会の講師に対する謝金、交通費等の支払基準は、世話人会において別途定める。

第9章 会則の変更

(会則の変更手続き)

第28条 本会則を変更しようとする場合は、世話人会に提案し、出席者の2分の1以上の賛成による議決を経なければならない。

附 則

本会則は、平成25年11月16日より施行する。

本会則は、平成27年10月3日より施行する。

本会則は、令和3年11月1日より施行する。

本会則は、令和7年5月1日から施行する。